

ごみ処理施設で受け入れできない災害ごみの仮置場の設置について

令和6年1月1日(月)に発生した能登半島地震に伴う災害ごみの仮置場を以下のとおり設置します。

ごみ処理施設(クリーンセンターとなみ、南砺リサイクルセンター)で受け入れできない一般住宅から発生した災害ごみについては、下記の仮置場に持ち込んでいただきますようお願いします。

【災害ごみ仮置場】 ※運転免許証の提示をお願いします。

受入場所：株式会社松本建材 資材置場(南砺市嫁兼409 旧佐藤渡辺アスファルトプラント)

受入期間：令和6年1月6日(土)、7日(日)、8日(月・祝)

1月9日(火)から1月31日(水)までの平日

受入時間：午前9時～12時、午後1時～4時



【仮置場に持ち込めるごみ(一般住宅から出る片付けごみで以下のもの)】

ごみの種類	内容
木くず	柱・梁・壁材・流木・庭木等
コンクリートがら類	コンクリート片・コンクリートブロック・アスファルトくず等
がれき類	レンガ・瓦・陶磁器類・灯籠等の石類
内装材・外装材	石膏ボード・外壁・土壁・砂壁等
金属くず	シャッター・カーポートの金属片等

【注意事項】

- ・生ごみ等の生活ごみは出さないでください。通常のごみ収集日にごみステーションに出してください。
- ・ごみ処理施設へ持ち込みできるものはごみ処理施設へ持ち込んでください。
(減免申請手続きが必要になります。詳細は南砺市ホームページをご覧ください)
- ・片付けごみが対象となります。解体作業で発生する解体ごみは受け入れできません。
- ・事業所から出たごみ、産業廃棄物は出さないでください。
- ・仮置場では、係員に従って決められた場所に搬出してください。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分注意してください。

【問い合わせ先】

南砺市市民協働部生活環境課
電話：0763-23-2035